○対象となる経費

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費 | 例 |
| 報償費 | ・講演会、講習会、研修会等の講師への謝礼  ・大会の審判の謝礼  ・講師、審判の交通費・食糧費 |
| 旅費 | ・視察、事業、活動、研修等の交通費  ※親睦旅行等、自己負担するべき経費は対象外です |
| 需用費 | ・活動で製作する材料費  ・事務用品の購入費  ・資料の印刷、コピー費  ・光熱水費  ・社会奉仕活動の参加者に提供する茶菓  ※食事代等自己負担するべき個人的経費は対象外です |
| 備品購入費 | ・活動に必要な備品の購入費 |
| 役務費 | ・通信費（郵便、切手代、電話代）  ・保険料 |
| 委託料 | ・イベントの舞台装置、音響、電気配線設置の委託  ・工作物の設置等の専門的な知識・技術を 要する委託 |
| 使用料及び賃借料 | ・会場、体育館等の使用料  ・備品の賃借料 |

○対象とならない経費

① 自己負担することが適当な飲食（例：食事代、お弁当等）

※ 研修会の茶菓子やスポーツ事業等で配付する飲料等は対象となります。

② 単なる娯楽事業（例：親睦会や旅行、忘年会等）及びそれらに供する旅費、

飲食費

③ 実施主体が単位老人クラブまたは老人クラブ連合会以外の事業に係る経費

④ 単位老人クラブが、町老人クラブ連合会に対して納入する会費又は分担金

④ 町老人クラブ連合会が、県老人クラブ連合会に対して納入する会費又は分担金

⑤ 社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの

⑥ 本人負担とすることが適当であるもの（例：史跡への拝観料、保険料等）

※ 老人クラブ等の団体単位で加入し、クラブの活動中の対人・対物事故を補償の対象とし、会員本人への補償を行わない損害保険や老人クラブ等の団体単位で加入し、ボランティア活動中の補償のみを対象とした損害保険は対象となります。

⑦ 個人の利益となるような物品等にかかる経費

※ スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー、環境美化活動事業等への参加者への茶菓子及び料理教室の食材費等は対象となります。